

相談の窓口

区内の相談窓口

障害福祉相談窓口(区役所1階)

☎3228-8956 FAX3228-5665 〒164-8501 中野区中野4-8-1

●業務内容

①身体障害者手帳、愛の手帳に関すること ②補装具費の支給(購入・借受・修理)、日常生活用具の給付 ③交通割引証、福祉タクシー利用券の交付 ④各種手当の申請受付 ⑤障害者の医療費の助成や福祉に関する各種サービス等の相談・申請の受付に関する事など ⑥精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療制度(精神通院・更生医療)の申請の受付 ⑦難病患者医療費助成の申請の受付(問合せ:☎3228-8953) ⑧障害者虐待に関する相談、通報及び届出の受付(虐待通報専用ダイヤル:☎3228-8703) ⑨成年後見制度の利用に関する相談 ⑩相談支援事業者への指導・助言と人材育成

●手話通訳付相談を行っています。

◇受付時間:月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

すこやか福祉センター

■中部すこやか福祉センター

☎3367-7788 FAX3367-7789 〒164-0011 中野区中央3-19-1

■北部すこやか福祉センター

☎3389-4323 FAX3389-4339 〒165-0022 中野区江古田4-31-10

■南部すこやか福祉センター

☎3380-5551 FAX3380-5532 〒164-0013 中野区弥生町5-11-26(みなみらいず内)

■鷺宮すこやか福祉センター

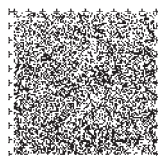
☎3336-7111 FAX3336-7134 〒165-0033 中野区若宮3-58-10

●業務内容

①身体障害者手帳、愛の手帳に関する事 ②交通割引証、福祉タクシー利用券の交付 ③各種手当の申請受付 ④障害者の医療費の助成や福祉に関する各種サービス等の相談・申請の受付に関する事など ⑤精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療制度(精神通院・更生医療)の申請の受付 ⑥精神保健相談(保健師による電話・面接相談を随時行うほか、専門医師による相談(予約制)) ⑦難病患者医療費助成の申請の受付

※①～⑤は、すこやか障害者相談支援事業所で受付をします。

◇受付時間:月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時



すこやか障害者相談支援事業所

地域で自立生活するために障害者(児)をサポートする相談窓口です。身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、難病患者等とそこご家族を対象としています。

■中部すこやか障害者相談支援事業所

☎3367-7810 FAX3367-7811 〒164-0011 中野区中央3-19-1

■北部すこやか障害者相談支援事業所

☎5942-5800 FAX5942-5802 〒165-0022 中野区江古田4-31-10

■南部すこやか障害者相談支援事業所

☎5340-7888 FAX5340-7880 〒164-0013 中野区弥生町5-11-26 (みなみらいず内)

■鷺宮すこやか障害者相談支援事業所

☎6265-5770 FAX6265-5772 〒165-0033 中野区若宮3-58-10

●業務内容

- ①障害福祉サービス（自立支援給付、訓練等給付）及び障害児通所給付に関する相談、申請の受付・調査等
- ②身体障害者手帳、愛の手帳に関することや各種福祉サービス等申請援助、受付など
- ③精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療制度（精神通院・更生医療）の申請の受付
- ④地域生活支援事業及びその他各種サービス利用に伴う調査、利用調整など
- ⑤計画相談支援

◇受付時間：月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時

障害者地域自立生活支援センター(つむぎ)

☎3389-2375 FAX5942-5811

〒164-0001 中野区中野5-68-7 社会福祉会館(スマイルなかの)5階

E-mail : tsumugi@axel.ocn.ne.jp

●業務内容

- ①障害福祉サービスの利用援助
- ②社会資源を活用するための支援等情報提供
- ③専門機関への紹介
- ④セミナーの実施
- ⑤ピアカウンセリング(当事者相談)
- ⑥福祉サービスの申請代行
- ⑦発達障害、高次脳機能障害の専門相談
- ⑧障害者理解促進研修・啓発事業

※詳しくは 105ページをご覧ください。

地域生活支援センター(せせらぎ)

初回相談専用☎3387-1356 相談専用☎3387-0993 FAX3387-1347

〒164-0001 中野区中野5-68-7 社会福祉会館(スマイルなかの)6階

心の病を抱えた方が、地域で孤立せず、安心して生活を送れるよう支援しています。

●業務内容

- ①生活相談(生活上の悩みや不安についての電話・面接相談)
- ②心の相談室(臨床心理士によるカウンセリング・予約制☎3387-1326)
- ③居住サポート事業(入居困難な方に対する入居、居住のための支援)

※詳しくは 104ページをご覧ください。

精神障害者地域生活支援拠点(ippuku)

精神障害者の地域生活への移行や地域生活を継続するために必要な相談、体験の場の確保、緊急時の一時保護などの支援を行います。

☎080-7296-5225

〒164-0003 中野区東中野1-18-5-102

E-mail : ippuku20190401@gmail.com

中野区児童相談所

子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう、支援します。

☎5937-3289 FAX5937-3354

〒164-0001 中野区中央1-41-2 (みらいステップなかの内)

●業務内容

①家庭環境、児童虐待、里親及び非行等に関する相談 ②児童施設への入所措置 ③一時保護
④愛の手帳(18歳未満)の交付など

◇受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

その他の相談窓口

東京都心身障害者福祉センター

☎3235-2946 FAX3235-2968

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎(セントラルプラザ12～15階)

東京都の相談窓口です。

●業務内容

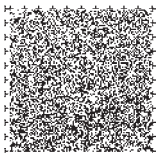
①医療、教育、職業に関するあらゆる相談、指導 ②身体障害者手帳、補装具等の判定 ③愛の手帳(18歳以上)の交付 ④高次脳機能障害者の生活、就労に関する相談など

〈高次脳機能障害専用電話相談〉

☎3235-2955

頭部外傷や脳血管障害などの後遺症として見られる障害で、記憶・注意・言語などの知的な機能に障害が起き、生活に支障を来し、お困りのことがありましたらご相談ください。

◇受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～12時 午後1時～午後4時



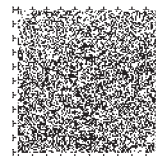
東京都中部総合精神保健福祉センター

☎3302-7711 Fx3302-7839 〒156-0057 世田谷区上北沢2-1-7

●業務内容

- ①精神的な悩みやこころの病気に関する相談 ②アルコール・薬物問題、思春期問題の専門相談
③家族向けの講座 など

※面接相談は必要に応じて予約制。



東京都発達障害者支援センター(トスカ)

18歳未満 こどもトスカ ☎6413-0231 〒156-0055 世田谷区船橋1-30-9

E-mail : toska@kisenfukushi.com

※電話相談、来所相談いずれも予約が必要です。

18歳以上 おとなトスカ ☎6902-2082

E-mail : otona-tosca@ionp.or.jp

※原則、電話での相談。電話番号を通知設定の上、ご連絡ください。

●業務内容

発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など）の本人とその家族からの相談を受け付けます。

◇受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

東京都難病相談・支援センター

☎5802-1892（相談専門）

〒113-8431 文京区湯島1-5-32 順天堂大学診療放射線学科実習棟2階

●業務内容

①難病相談

難病相談支援員（保健師）や患者、家族などに電話で対応する他、専門医による疾病別の医療相談会（要予約）を開催

②患者・家族団体へのセルフヘルプ活動支援

患者交流会、患者会の育成、自主的な活動支援

③後援会・研修会

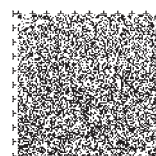
患者・家族・都民などを対象に専門医等を講師に講演会を開催。ピア相談員養成研修会の実施。

④難病情報資料室

難病に関する資料や患者団体の会報の閲覧。

⑤日常生活用具展示コーナー

特殊ベッドや吸入器・吸引器など在宅難病患者の方に給付している日常生活用具の展示。



聴力障害者情報文化センター

☎6833-5004 FAX6833-5005 〒153-0053 目黒区五本木1-8-3

E-mail : soudan@jyoubun-center.or.jp

●業務内容

聞こえづらい・聞こえない方の各種相談を行っています。

①生活相談 ②精神保健相談 ③補聴器相談 ④メンタルヘルス支援

※相談は、来所、FAX、メール、電話、手紙で受け付けています。来所相談は事前に予約が必要です。

◇受付時間：火曜日～土曜日 午前10時～午後5時 金曜日 午前10時～午後7時

東京聴覚障害者支援センター

☎3967-0051 FAX3967-0052 〒174-0056 板橋区志村2-19-5

E-mail : tyoukaku@yuai.or.jp

●業務内容

①職場でコミュニケーションがとれずに困っている、一人で生活したい、住所を変わりたい、高齢で先々の生活に不安がある、家族や育児のことで困っている、旅行や外出を楽しみたい、などの相談、支援

②社会生活に必要なサービス、支援、指導

手をつなぐ あんしん相談(青年期相談室)

☎5389-2614 FAX5389-4090

〒160-0023 新宿区西新宿7-8-10 オークラヤビル2階 東京都手をつなぐ育成会

●業務内容

知的障害のある方の日常生活、地域での暮らし、進路、就労、対人関係などの相談に応じ、必要な助言を行っています。相談対象の年代は問いません。

※来所相談は事前に予約が必要です。

◇相談日時：月曜日～木曜日 午前10時～午後5時

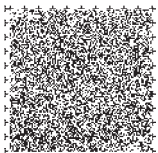
東京都夜間こころの電話相談

☎5155-5028

●業務内容

こころの悩みや精神的な問題で困ったときの電話での相談です。よく眠れない、やる気がでない、死にたくなるなどでつらい時は気軽にご利用ください。

◇相談日時：月曜日～日曜日 午後5時～午後10時（受付は午後9時30分まで）



福祉何でも相談

●業務内容

毎日の生活で気になること、心配なこと、不安なことなど福祉に関する相談に対応します。ご相談は窓口、電話のほか、内容によっては職員が訪問し、お話を伺います。

●問合せ

中野区社会福祉協議会 福祉何でも相談
 社会福祉会館（スマイルなかの）3階
 ☎5380-0776 FAX5380-6027
 E-mail : nandemo@nakanoshakyo.com

地域の相談員

障害者相談員

区長または厚生労働大臣から委嘱された民間の協力者で、身体障害のある方、知的障害のある方、戦傷病者またはそのご家族からの相談に応じ、必要な助言、指導を行います。

1. 身体障害者相談、知的障害者相談

現在、中野区には身体障害者相談員は9名、知的障害者相談員は5名います。
 身体障害者相談は、4つの区分にわかれています（視覚、肢体不自由、内部、聴覚）。
 ご相談を希望される場合、下記問合せ先にご連絡ください。
 中野区から障害の区分に合った相談員をご紹介します。

●問合せ

障害福祉相談窓口（区役所1階） ☎3228-8956 FAX3228-5665

2. 戦傷病者相談

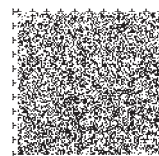
東京都福祉局生活福祉部企画課援護恩給担当（☎5320-4078）へ、直接ご相談ください。

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題（生活上の問題、高齢者、障害者等福祉全般）についての相談を受けています。また、児童福祉に関する相談にも応じています。守秘義務が法律で定められていますので、安心してご相談ください。
 民生委員・児童委員は担当地域が決まっています。担当の民生委員・児童委員が分からないときは、下記へお問い合わせください。

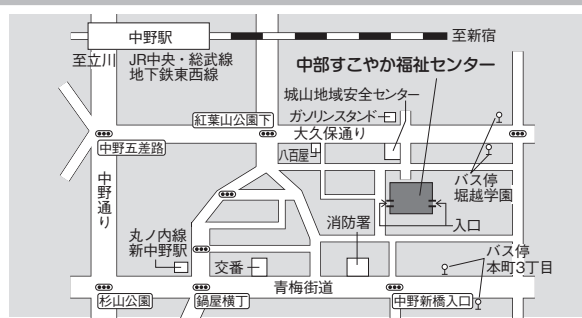
●問合せ

地域活動推進課 地域支えあい活動支援係（区役所5階） ☎3228-5582 FAX3228-5620



窓口の案内図

※二重線の地区の担当については、お問い合わせください。

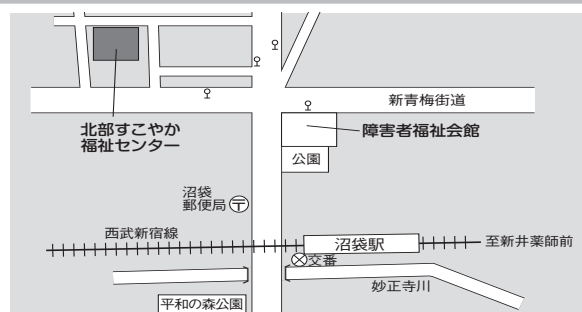


中部すこやか福祉センター
 ☎3367-7788 FAX3367-7789
 〒164-0011 中野区中央3-19-1

**中部すこやか障害者相談支援事業所
 (中部すこやか福祉センター内)**
 ☎3367-7810 FAX3367-7811

担当地区 (お住まいの地域)

東中野全域	上高田全域
本町1丁目13番8~18号、14番、15番11~22号、31~32番 本町2丁目46~51番、54番 本町3丁目27~33番 本町4丁目5番	
中央1~2丁目全域 中央3丁目1~29番、37~51番 中央4丁目6番14~15号、11~61番 中央5丁目20番7~11号、21番1~5号、22~26番、27番14~23号、28~49番	
中野1~3丁目全域 中野4丁目1~2番、8~10番、13~21番、22番1,2号 中野5丁目1~67番 中野6丁目全域	
新井1丁目1番、2番1~17,25~28号、3番1~3,11~15号	

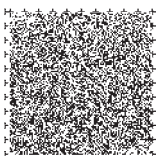


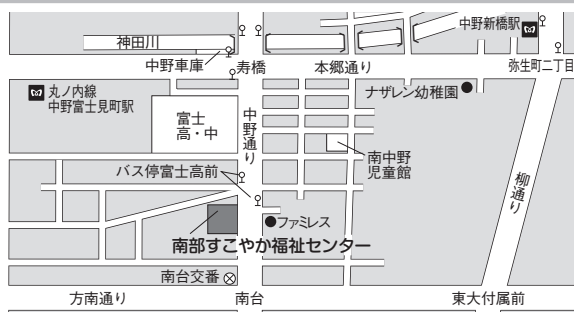
北部すこやか福祉センター
 ☎3389-4323 FAX3389-4339
 〒165-0022 中野区江古田4-31-10

**北部すこやか障害者相談支援事業所
 (北部すこやか福祉センター内)**
 ☎5942-5800 FAX5942-5802

担当地区 (お住まいの地域)

沼袋全域	松が丘全域	江原町全域	江古田全域	丸山全域
中野4丁目3~7番、11~12番、22番3号、23番 中野5丁目68番				
新井1丁目2番18~25号、3番4~8号、4~43番 新井2~5丁目全域				
野方1丁目1~35番、43~49番、54~58番 野方2~4丁目全域 野方5丁目1~6番、7番 (1~4号除く)、10~34番、35番1,2号 野方6丁目1~35番、36番13~15号、40番1~3,15~22号、41~44番、45番11~17号、47番1号、48~51番				
大和町1丁目12~15番 大和町2丁目1~2番				
若宮1丁目7番10~14号、8番8~13号、10番、11番5~15号、12~16番、24~27番				





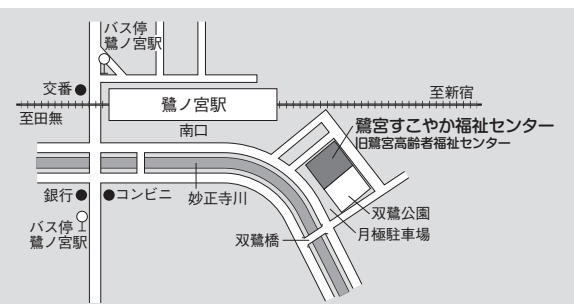
南部すこやか福祉センター
 ☎3380-5551 FAX3380-5532
 〒164-0013 中野区弥生町5-11-26(みなみらいず内)

**南部すこやか障害者相談支援事業所
 (南部すこやか福祉センター内)**
 ☎5340-7888 FAX5340-7880

担当地区 (お住まいの地域)

南台全域 弥生町全域

本町1丁目1~12番、13番1~8号、15番1~6,25号、16~30番 本町2丁目1~45番、52~53番 本町3丁目1~26番 本町4丁目1~4番、6~48番 本町5~6丁目全域
 中央3丁目30~36番 中央4丁目1~5番、6番1~12,17~29号、7~10番 中央5丁目1~19番、20番1~7,13~15号、21番6~15号、27番1~13,25~34号



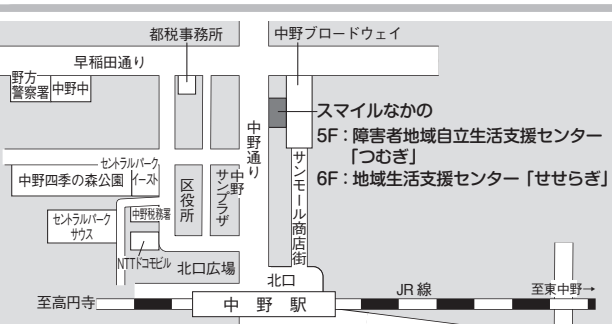
鷺宮すこやか福祉センター
 ☎3336-7111 FAX3336-7134
 〒165-0033 中野区若宮3-58-10

**鷺宮すこやか障害者相談支援事業所
 (鷺宮すこやか福祉センター内)**
 ☎6265-5770 FAX6265-5772

担当地区 (お住まいの地域)

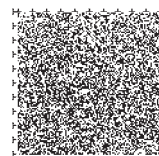
白鷺全域 鷺宮全域 上鷺宮全域

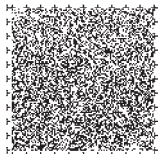
野方1丁目36~42番、50~53番 野方5丁目7番1~4号、8~9番、35番4~10号 野方6丁目36番1~12号、37~39番、40番5~14号、45番1~10号、46番、47番2~16号、52~53番
 大和町1丁目1~11番、16~68番 大和町2丁目3~49番 大和町3~4丁目全域
 若宮1丁目1~6番、7番1~9,15,16号、8番1~8,14~19号、9番、11番1,2号、17~23番、28~59番
若宮2~3丁目全域



障害者地域自立生活支援センター「つむぎ」
 ☎3389-2375 FAX5942-5811
 〒164-0001 中野区中野5-68-7
 スマイルなかの5F

地域生活支援センター「せせらぎ」
 ☎3387-1326 FAX3387-1347
 〒164-0001 中野区中野5-68-7
 スマイルなかの6F





手帳の交付

身体障害者手帳

身体に障害のある方が、いろいろな援護を受けるために必要な手帳で、本人の申請に基づいて都道府県知事から交付されるものです。

※住所・氏名の変更、返還、障害程度の変更、再認定が必要な時、紛失等による再交付の場合は、手続きが必要です。

■対象となる障害

①視覚 ②聴覚 ③平衡機能 ④音声・言語・そしゃく機能 ⑤肢体不自由・運動機能 ⑥内部(心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫、肝臓機能障害)でその程度により1級～6級に区分されています。

■申請方法

申請に必要な書類等を用意して、下記(申請窓口)で申請してください。

- ①指定医(身体障害者福祉法第15条により都道府県知事が定めた医師)が記入した所定の診断書
- ②写真(縦4cm×横3cm) ③マイナンバーが確認できるもの

※所定の診断書用紙は申請窓口と各地域事務所にあります。

■申請窓口

障害福祉相談窓口(区役所1階)

各すこやか障害者相談支援事業所(中部・北部・南部・鷺宮)(18～19ページをご覧ください)

愛の手帳(療育手帳)

知的障害のある方が、いろいろな援護を受けるため、東京都が交付している手帳です。障害の程度は、知能測定値、社会性、日常の基本生活などを、年齢に応じて総合的に判定し1度～4度に区分されます。

※国の制度として療育手帳があり、愛の手帳はこの療育手帳の制度の適用を受けます。

※住所・氏名の変更、紛失等による再交付、返還(死亡・都外への転出等)についても手続きが必要です。

■申請方法

新規・更新の申請は、下記にお問い合わせください。

■申請窓口

18歳未満 中野区児童相談所 ☎5937-3289

〒164-0011 中野区中央1-41-2 みらいステップなかの6階

E-mail : jidou-soudan@city.tokyo-nakano.lg.jp

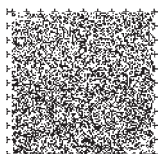
18歳以上 東京都心身障害者福祉センター ☎3235-2961 FAX3235-2959

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ12～15階

※住所・氏名の変更、紛失等による再交付、返還(死亡・都外への転出等)の手続きは下記の窓口で行います。

障害福祉相談窓口(区役所1階)

各すこやか障害者相談支援事業所(中部・北部・南部・鷺宮)(18～19ページをご覧ください)



精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある方が、社会復帰や社会参加の促進や自立を図る支援を受けるために、東京都が交付している手帳です。障害の程度によって1級～3級に区分されます。

※住所・氏名の変更、返還、障害等級の変更、紛失等による再交付の場合は、手続きが必要です。

■申請方法

申請に必要な書類等を用意して、下記（申請窓口）で申請してください。

- ①申請書（所定のもの）
- ②診断書（所定のもの）は精神障害に係わる初診日から6か月を経過しているもの（精神障害のために障害年金を受給されている方は年金証書の写しで申請できます。この場合、診断書は不要です。）
- ③写真（縦4cm×横3cm）
- ④マイナンバーが確認できるもの

※申請書、診断書用紙は申請窓口にあります。

※更新は2年ごとに手続きし、再認定されます。

■申請窓口

障害福祉相談窓口（区役所1階）

各すこやか障害者相談支援事業所（中部・北部・南部・鷺宮）（18～19ページをご覧ください）

戦傷病者手帳

厚生労働大臣は、軍人軍属等であった方で、公務上の傷病により、現行の恩給法に定める程度の障害がある方、または公務上の傷病について療養の必要があると認めただ方に対して、ご本人の請求により戦傷病者手帳を交付します。なお、この法律に定める厚生労働大臣の権限は、政令により都知事に委任されています。

この手帳の交付を受けている方を「戦傷病者」といい、手帳を所持していることが戦傷病者特別援護法による援護を受ける前提となります。

■窓 口

東京都福祉局 生活福祉部 企画課援護恩給担当（都庁） ☎5320-4078 FAX5388-1403

